平成２４年（フ）第８５７号
さいたま市緑区宮本２丁目27番地39
債務者　土田　次雄
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５８号
さいたま市緑区宮本２丁目27番地39
債務者　土田きよ子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８８号
埼玉県新座市北野２丁目４番３号　ＷＪ・Ｎ－Ⅲハイツ101号室、旧住所埼玉県新座市野火止１丁目14番９号
債務者　上田　憲治
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９６号
埼玉県新座市野火止１丁目12番７号
債務者　永井　ゆみ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００２号
埼玉県川口市安行出羽４丁目11番15号　ラスティーコート106号
債務者　安永　洋平
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１６号
埼玉県川口市大字神戸166番地の２　ウェルハウス上ノ台
債務者　西野　義雄
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
新潟県長岡市左近３丁目41番地　フローレスⅠ201号室、住民票上の住所新潟県魚沼市中島530番地
債務者　和田　雪枝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
岡山県倉敷市中島472番地３　グリーンピア中島Ｂ201号
債務者　山下　満雄
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
沖縄県那覇市字与儀91番地　宮城方
債務者　中瀬大樹郎
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８４１号
埼玉県鴻巣市八幡田526番地１　102号室　鴻巣八幡田団地２号棟
債務者　矢部　宗兵
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４２号
埼玉県鴻巣市八幡田526番地１　102号室　鴻巣八幡田団地２号棟
債務者　矢部いつ子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５１号
さいたま市岩槻区本町１丁目７番16号、旧住所さいたま市南区関１丁目12番７号
債務者　加藤　友明
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９９号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘２丁目10番20号　プチメゾン朝志ヶ丘103
債務者　今　　朝子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０２号
さいたま市中央区円阿弥５丁目８番50－Ｇ103号
債務者　加藤　彰子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１８号
埼玉県上尾市大字原市4144番地14
債務者　泉水　利之
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２７号
さいたま市岩槻区西町４丁目６番21号　ノルウェーの森202
債務者　濵田　　梓
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００９号
さいたま市南区辻８丁目11番７号　ＢＥＬＬ－ＢＯＸ201
債務者　弥永　匡志
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係